

3 月定例連絡委員幹事会

と き 令和6年3月6日(水) 午後3時～

ところ 市役所 4階 庁議室

1 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

(1) 市制76周年記念式典のご案内について（秘書情報課）・・・・・・・・・・ P1（資料1）

(2) 令和5年度区民館等運営事業補助金実績報告書等の提出について

（地域協働課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2～7（資料2）

4 その他

(1) 令和5年碧南市消防団・消防予備隊入退式の挙行について（防災課）

5 意見交換

碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな
毎日をおくります。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を
築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな
社会をつくります。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土を
つくります。

1. 清らかな文化の町に

若い力を育て、文化と教養の
まちをつくります。

連絡先 秘書情報課秘書係
担 当 菅沼正義
電 話 95-9861(直通)

資料 1

令和6年3月6日

各 位

碧南市長 禰 亘 田 政 信
(公 印 省 略)

碧南市制76周年記念式典について（御案内）

謹啓 早春の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、碧南市勢の伸展に、またそれぞれの分野において市民福祉の増進のために格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、碧南市制76周年記念式典を下記のとおり挙行いたしますので、御多忙のところ誠に恐縮に存じますが、御臨席を賜りますよう御案内申し上げます。

謹白

記

1 日 時

令和6年4月5日（金）

- (1) 受付 午前9時から
- (2) 記念コンサート 午前9時30分から午前10時10分
「大塚加奈恵 サクソフォンカルテットコンサート」

※ 演奏中は入場規制する場合がございます。予め御了承下さい。

- (3) 式典 午前10時20分から午前11時30分頃

2 会 場

碧南市芸術文化ホール エメラルドホール（碧南市鶴見町1丁目70番地1）

3 その他

- (1) 誠にお手数ではございますが、御臨席の際、本状封筒を受付へ御提示ください。
- (2) 当日は平服でお越してください。
- (3) 駐車台数に限りがありますので、乗り合いでの御来場に御協力ください。

（問合せ先 碧南市役所秘書情報課秘書係 0566-95-9861（直通））

連絡先	地域協働課地域協働係
担 当	水村、清水
電 話	95-9872 (直通)

令和 6 年 3 月 6 日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課
課長 堀 田 葉 子

令和 5 年度区民館等運営事業補助金実績報告書等の提出について（依頼）
早春の候、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
つきましては、来年度区民館運営事業の補助額の算出のためみだしの助成事業の完了に係る実績報告書等、下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 区民館等運営事業実績報告書
- (2) 区民館等運営費内訳明細書（ホームページに掲載）
（中間報告時点で未記入の月分を記入してください）
- (3) 領収書の写し、振替を行っている場合は通帳の写し等 （項目の記載が必要）。
※電話料の基本料金は請求内訳の写し（毎月分）を添付してください。
- (4) 借地料に変更が生じた場合は、賃貸借契約書の写し

2 提出期限

令和 6 年 4 月 8 日（月）

3 提出先

市民協働部地域協働課地域協働係

4 その他

集会所（鷺塚住宅、家下住宅、宮下住宅、市営三度山住宅、県営三度山団地）については、区民館等運営事業実績報告書のみご提出ください。

※実績報告書を既にご提出いただいている区民館、集会所については再度のご提出は不要です。

データでの提出も可能です。

碧南市区民館等運営事業補助金について

1 区民館等運営事業補助の目的

地域住民の自治活動の振興を図ることを目的に区民館等の運営に要する経費を助成する。

2 補助金の額

(1)	電気料（区民館等に要するもののみ）	全額	(1)～(6)までの合計額が75万円を超えた場合は <u>75万円と75万円を超えた額の2分の1</u> の合計が限度額となる
(2)	水道料及び下水道使用料		
(3)	ガス代及び灯油代		
(4)	電話料の基本料金 ※基本料金…回線使用料、屋内配線使用料、ピンク電話機使用料、ベル使用料、効果収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料等定額のもの		
(5)	し尿くみ取料		
(6)	浄化槽清掃料及び点検料		
(7)	借地料	全額	区民館等の床面積3倍までの借地面積かつ、固定資産税課税標準額の原則4%までの借地料が限度額
(8)	事務員賃金 区等と雇用契約を結んでいる者への給与であること。よって、税法上の事務手続き（源泉徴収または確定申告など）が税務署等に適正になされている必要がある（地区より税務署等に給与支払報告書、あるいは本人に確定申告のための賃金明細の交付など）。	2分の1 (退職金は除く)	事務員を置いていない場合、置いているが賃金が年24万円に満たない場合は <u>12万円</u> を補助対象額とする
補助金額		(1)～(8)の合計	1,000円未満端数切捨て

※算定基礎は前年度実績に基づいて行い、当該年度予算額を限度に交付する

3 区民館等運営事業補助金の交付先

区又は町内会

4 その他

- (1) 補助額については、通常の使用として考えられる範囲の額での交付となります。何らかの理由でその範囲を超える場合は、原則、前年度の同月の申請額を基に算出します。
- (2) 借地料および事務員賃金が大きく変わった場合、金額によっては必ずしも全額補助できない可能性があります。変更される際には、必ず事前に地域協働課へご相談ください。

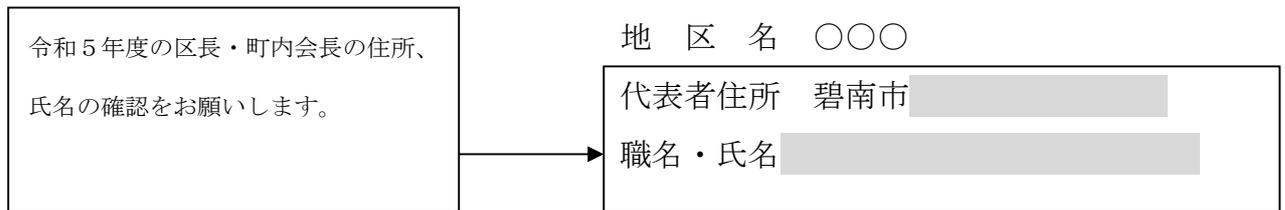
記 載 例

様式第5号（第10条関係）

区民館等運営事業実績報告書

令和6年3月31日

碧南市長 禰 宜 田 政 信 殿



令和5年4月1日付け5碧地第11号一 で補助金の交付決定を受けた令和5年度区民館等運営事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名 区民館等運営事業
- 2 施設の名称 ○ ○ ○区民館
- 3 添付書類
運営事業に係る領収書の写し等（集会所の場合は不要）

【領収書・通帳等の写しの注意事項】

①電話料については、料金のわかるものを提出してください。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	年 月ご請求分
----------------------------	------------------------	---------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	【本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。】
◇NTT西日本ご利用分			
2,612	2,350	回線使用料(基本料)(事務用)	
	50	硬貨収納等信号送出機能使用料	
	17	ダイヤル通話料	
	2	ユニバーサルサービス料	
	193	消費税等相当額(合計)	
◇合計	2,612	合計	

電話料については、内訳が分かるものを提出してください(毎月分)。

※補助対象は基本料金とします。
(回線使用料等定額のもの×1.1消費税)

※通話料は対象にはなりません。

②通帳の写しについては、何の支払いか分かるように項目を記載してください。



普通預金

6

日付	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2	電話料金	2,594		
3		50,000	碧南花子人件費(5月分)	
4	電気料金	15,000		
5	ガス料金	2,100		
6	水道代	4,779		
7		78,000	浄化槽点検料	
8				
9				
10				
11				
12				

摘要欄に記載の無いものは、何の振替か分かるように項目を記載してください。色ペン等で印をつけてください。

令和5年度区民館等運営費内訳明細書

支出（支出した金額を全部記入） (区名：)

費用	R5年	(区名：)												補助率		
	R5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6年 1月	2月	3月	合計		補助対象額	
電気料														0	0	全額
〃														0	0	全額
上下水道料														0	0	全額
ガス														0	0	全額
電話														0	0	基本料金
し尿														0	0	全額
浄化槽														0	0	全額
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	限度額＝75万円＋75万円を超えた額の1/2
地代														0	0	全額
賃金														0	120,000	総額*1/2 但し合計が24万円未満の場合は12万円を補助対象額とする
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120,000	

注 1) 電気料～賃金の金額について……実際に支払った（引き落とし）月で記入し、消費税込みの額とする。

2) 電気料……区民館等運営に要するもののみ。神社関係のもの等は除く

3) 電話……基本料金とする（回線使用料、屋内配線使用料、ピンク電話機使用料、ベル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料

電話リレーサービス料等、定額のもの）×消費税 ※小数点以下は切捨て。 ※請求書の内訳書を全ての月の分を提出してください

4) 事務員賃金……実際に要した額。但し退職金は含まない。